

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において、本町で開催される競技会の医療救護対策について、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町医事・衛生基本計画」に基づき、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、医療機関および関係団体等の協力を得て医療救護を実施する。

3 実施項目

(1) 競技会場における医療救護

ア 競技会場には救護所を設置し、医療救護係を配置する。医療救護係は必要に応じて、医師、看護師（保健師）および事務局員等により編成する。

イ 救護所では傷病者に応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

ウ 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具（AEDを含む）、その他必要な物品を配備する。医薬品はドーピング禁止薬を配備しないよう十分配慮する。

(2) 宿舎における医療救護

ア 競技会関係者が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿泊提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を町実行委員会に連絡する。

4 救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での診療費用および救急自動車等による移送費用を除き、医療費はすべて受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年3月27日から施行する。